

湖北地域消防組合情報公開・個人情報保護審査会規則をここに公布する。

令和5年3月24日

湖北地域消防組合管理者 浅見 宣義

湖北地域消防組合規則第6号

湖北地域消防組合情報公開・個人情報保護審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、湖北地域消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年湖北地域消防組合条例第2号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、湖北地域消防組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することができない。

(手続の併合又は分離)

第3条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手続を分離することができる。

- 2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び諮問実施機関にその旨を通知しなければならない。

(諮問実施機関の申出)

第4条 諒問実施機関は、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

- 2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、条例第8条第1項の規定により当該公文書又は当該保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問実施機関の意見を聴かなければならない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関する必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（湖北地域消防組合情報公開条例施行規則の一部改正）

第2条 湖北地域消防組合情報公開条例施行規則（平成18年湖北地域消防組合規則第41号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「情報公開審査会」を「湖北地域消防組合情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同条中「情報公開審査会」を「湖北地域消防組合情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

様式第9号中「情報公開審査会」を「湖北地域消防組合情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

（湖北地域消防組合情報公開審査会規則の廃止）

第3条 湖北地域消防組合情報公開審査会規則（平成18年湖北地域消防組合規則第43号）

は、廃止する。

（湖北地域消防組合個人情報保護審査会規則の廃止）

第4条 湖北地域消防組合個人情報保護審査会規則（平成18年湖北地域消防組合規則第44号）は、廃止する。